

求人番号

受付年月日 平成28年7月1日

紹介期限日 平成28年9月30日

事業所番号 (静)

就業地住所

職業分類 361-01



09070-1610761

# 求人票 (パートタイム)



0907-613587-1

地方自治体のみ可

栃木県矢板市

産業分類 854

老人福祉・介護事業

## 1 求人事業所名

シャカイフクシホウジン トモイキカイ トクベツヨウゴロウジンホーム ヒダマリノソト  
社会福祉法人 ともいき会 特別養護老人ホーム ひだまりの里

〒329-2144  
栃木県矢板市川崎反町303番地

ホームページ <http://www.tomoikikai.info>  
Eメール [tomoiki.info@gmail.com](mailto:tomoiki.info@gmail.com)

就業場所 事業所所在地に同じ 転勤の可能性 なし  
〒 栃木県矢板市川崎反町303番地

( ) 下車徒歩 ( ) 分

## 2 仕事の内容等

職種 介護職員

\* 食事介助・入浴介助・排泄介助・歩行介助・着脱の介助などの介助があり、見守りから全介助まで個人の状況に合わせて介助を行います  
\* レクリエーション・機能訓練・精神的なケアなど(安心して元気な生活が出来るようにするためには、悩みを聞いたりますこと)も必要な仕事となります  
\* 掃除・洗濯なども行います。

《 急募 》

雇用形態 パート労働者  
雇用期間 雇用期間の定めあり 12ヶ月 契約更新の可能性あり(条件あり)

学歴 不問  
履修科目

必要な経験等 実務経験6ヶ月以上

必要な免許・資格 介護福祉士又はヘルパー2級

年齢 不問

## 3 労働条件等

時間額 (a+b) 1,000円 ~ 1,200円

賃金 (税込)	a 基本給 (時間換算額)		1,000円 ~ 1,200円	
	b 定額的に支払われる手当		c その他の手当等付記事項	
	手当	円 ~ 円	手当	円 ~ 円
	手当	円 ~ 円	手当	円 ~ 円
	手当	円 ~ 円	手当	円 ~ 円

賃金形態 時間給 円 ~ 円  
その他の場合

賃金締切日 末日 賃金支払日 毎月10日(翌月払い)

通勤手当 実費(上限あり) マイカー通勤  
毎月14,000円まで 可

昇給(実績) あり (ベースアップ込みの前年度実績 時間あたり)  
0円 ~ 30円/時間又は % ~ %

賞与(実績) なし (前年度実績)  
年 回数 月分 又は 万円 ~ 万円

加入保険等 雇用 労災 公災 健康 厚生 財形  
~~退職金共済~~ 退職金制度 なし

就業時間に関する特記事項  
(1) 06:30 ~ 12:30  
(2) 15:30 ~ 21:30  
(3) ~  
又は ~ の間の 時間  
就業時間相談可  
時間外 なし 月平均 時間 休憩時間 60分

休日等 休日 月火水木 その他の場合  
週休二日制 毎週  
6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 7日

求人条件特記事項  
◆賃金 資格・経験等により時給がアップになります。  
※更新の条件は勤務態度などの評価によります。  
◆加入保険等については、雇用条件により異なります。  
\*上記有給休暇は、週4日勤務した場合となります。

## 4 会社の情報

従業員数	企業全体	44人	創 業	平成23年
	就業場所 (うち女性)	44人 (39人)	資 本金	9,820万円
	(うちパート)	3人	労働組合	なし

事業内容 第一種社会福祉事業として特別養護老人ホーム50床(入居型)  
第二種社会福祉事業として老人短期入所事業10床  
以上60床の老人福祉施設 (ひ31)

会社の特長 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援を行う

定年制あり 一律65歳 勤務延長なし 再雇用なし

入居可能住宅 一単身用一あせ 一世帯用一あせ

利用可能託児施設 なし

育児休業取得実績 あり 介護休業取得実績 なし 看護休暇取得実績 なし

週所定労働日数 週3日程度 就業規則 あり

## 5 選考等

採用人数 通勤1人 選考方法 面接 書類選考 筆記試験 日 その他

応募書類 ハロワーク紹介状 履歴書(写真貼付) 書類選考後連絡  
~~マイカー~~ 職務経歴書 求人者の責任にて廃棄 時

選考結果 7日後 通知方法 郵送

試用期間 あり 労働条件 3ヶ月 変更なし

備考 ◆就業時間及び時間帯についてはご相談に応じます。お気軽に応募時に申しつけてください。  
・求人票は雇用契約書ではありません。  
・採用時には必ず労使で労働条件を確認し、使用者は労働者に労働条件通知書を交付して下さい。